

精神保健福祉士法について

一三三二八字

精神保健福祉士法案について質問いたします。

先日、私、委員会で精神障害者の社会復帰者の目標についてお伺いいたしました。厚生省は、二万人から三万人、これは整備する施設の量から出てきたものだという答弁もございました。先ほどは、一年半以上の入院者で寛解状態にある、こういう人を想定してつくっている、こういうことも言われたわけです。

しかし、私が先日指摘しましたように、退院の可能性についてという場合は、厚生省自身が十四年も前に実施した調査でも、少なくとも関係者によつては、十万人規模で想定できるのじゃないか、こういう指摘もさせていただきました。外国の例から見ても、この二万人から三万人の退院者を想定した計画は、大変私は不十分だと思っております。その点でも、きちんと障害者プランの見直し、引き上げがではないかと思うのですけれども、いかがでしょうか。

篠崎政府参考人 昭和五十八年の厚生省の調査のことにつきましては、前回は御指摘があつて存じておりますけれども、障害者プランでは、直近の調査結果を踏まえ推計したところでございまして、当面はその数値目標の達成に向けて努力をしまいたいと考えております。

また、精神障害者についての正しい知識の普及啓発に努めまして、精神障害者の社会復帰の状況やプランの進捗状況などを踏まえつつ、

社会復帰の一層の促進を図るため、今後、必要に応じてプランも見直していくことにいたしております。

瀬古委員 最近の資料といひましても、実際には余りにも、厚生省が今回精神保健福祉士法案をつくつて精神障害者がもっと社会参加、社会復帰ができるようにしたいという決意にしては、やはり今までの延長線だというふうに思うわけです。そういう点では、きちんと国としてふさわしい、こういうふうに精神障害者については、今までの延長線上でない施策の前進を図るのだという決意のほどを示す意味でも、この精神障害者の社会復帰の人数の目標、こういうものについても私は見直すべきだというふうに思います。

なぜこんな事態になつてくるのかというのは、まず国の姿勢がありますね。それと同時に、市町村なりそれぞれの自治体の障害者プランの中で、この精神障害者がどう位置づけられているかという問題もあると思うのです。実際には、障害者の計画そのものが、市町村ではつくられているのが一七%、その中で数値目標が明らかにされているのが一八・六%、その中でまた精神障害者の問題を位置づけているというのは大変少ないわけです。

そういう点でも、私は、各市町村の障害者プラン、こういう問題についても、これは一応総理府が統計はとつたりしているわけですが、やはり厚生省としてもきちんと見ていく必要があるのではないかとこのように思うのです。

そういう意味で、市町村の障害者プランが何でできないのか、きちんと進んでいかないのかというと、それは私が前の委員会でも取

り上げさせていただきましたが、例えば市町村でいえば、障害者プランそのものが努力義務になっている。きちんとつくらなきゃいかぬという認識がまだまだ足りない問題と、一番大きい理由はやはり財政上の理由なんですね。やってもその保障はないという点で、大変消極的になっているわけです。

そういう点でも、市町村の障害者プラン、そういうものにきちんと精神障害者も位置づけて計画を進める、財源的にもきちんとそれを解決できる方向を国としても示すべきではないか、その点はいかがでしょうか。

田中政府参考人 お答え申し上げます。

障害者プランの推進につきまして、市町村の障害者計画が進むことが大変重要でございます。障害者基本法に基づきまして、障害者プラン推進のかなめとして、各市町村において早急に障害者計画が策定される必要があるというふうに考えております。

政府全体としても、御承知のとおり、平成七年五月に総理府の障害者対策推進本部より計画の策定指針が通知され、策定の推進に努めているところでありますが、厚生省といたしましても、平成八年度から、市町村障害者計画策定モデル事業を創設いたしました財政的支援を行っているほか、平成八年の十一月に、都道府県等に対しまして「厚生省関係障害者プランの推進方策について」を通知いたしました。市町村への支援を要請したところでございます。

今後とも、あらゆる機会をとらえまして、市町村の計画策定がなお一層推進されますよう、支援、指導に努めてまいりたいというふ

うに思っております。

なお、先ほど先生おっしゃいました市町村障害者計画の策定率でございしますが、平成八年度末は一七・九%でございますが、九年度末の見込みを入れますと、三九・一%というのが現在予定として報告を受けております。

以上でございます。

瀬古委員 障害者計画を進めるようにぜひ御努力いただきたいし、その中にとりわけ精神障害者の問題がきちんと位置づけられているかどうかという点でも目配りをいただき、そして、それにふさわしい国としての体制をつくっていただきたいというふうに思います。

もう一つは、このプランをつくるに当たって、本当に地域に見合った計画になっているのかどうかという点で、特に精神障害者の場合はその点を重視するということが私は大変大事だと思うのです。よ上から計画をつくって、つくれといっても、いろいろな偏見や状況がありますからできないという面もありますね。ですから、地域で関係者の方が努力されて、例えば小規模作業所なんかをつくられていきますね。そういう中で、地域の理解を得て少しずつと広がっていくというものが大変私は大事じゃないかというふうに思っています。そういう点では、小規模作業所などはもともと国としては援助してもらいたいという声もあるわけですね。そういう点では、関係者の本心に期待にこたえた施策の展開というのを、障害者プランを一つ一つ実現していく場合でも大事ではないかと思つのです。

私はことしの二月の委員会でも、全国の障害者の関係団体が切実に

望んでいた、例えば